

私立高等学校への就学支援金・授業料軽減補助制度について

徳島県では、私立高等学校に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽減するため、授業料軽減補助を行っています。

平成22年度より、私立高校生等を対象として、国の就学支援金制度が創設されましたが、就学支援金に県独自の授業料軽減補助金をあわせた形で、一定所得以下の世帯を対象に、所得状況に応じた授業料軽減のための助成を行います。

なお、いずれも高等学校を通じて助成するものです。

【制度概要】

1 国の就学支援金について

- (1) 私立高等学校等に在籍する全ての生徒に、118,800円を支給します。
 - (2) 年収 250～350万円（市町村民税所得割額が 18,900円）未満程度の世帯には、1.5倍額（178,200円）を支給します。
 - (3) 生活保護世帯及び年収 250万円（市町村民税所得割額が 0円）未満程度の世帯には、2倍額（237,600円）を支給します。
- (注1) 年収は目安であり、実際の審査は「保護者」の市町村民税所得割額で行います。
- (注2) 保護者である両親に共に所得がある場合、両親の市町村民税所得割課税額を合算して判断します。

2 県の授業料軽減補助金について

- (1) 生活保護世帯及び年収 250万円未満（市町村民税所得割課税額が 0円）世帯については、国の就学支援金とあわせ、授業料の全額を補助し、授業料無償化を図ります。
 - (2) 年収 250～609万円（市町村民税所得割額が 135,400円）未満程度の世帯には、国の就学支援金とあわせ、授業料の1/2の額を補助します。
- (注1) 年収は目安であり、実際の審査は「授業料負担者」の市町村民税所得割課税額で行います。
- (注2) 「授業料負担者」とは、徳島県内に居住し生徒の授業料を負担している者であって、原則として所得税法上、生徒の扶養者となっている者をいい、保護者以外に授業料を負担している者がいれば、保護者の市町村民税所得割課税額に当該授業料負担者の市町村民税所得割課税額を合算して判断します。
- (注3) 経済的条件以外に、成績条件があります。
- 1年生は当該年度1学期の、2、3年生は前年度の生徒の成績が5段階評価で2以下が50%未満であることが必要です。